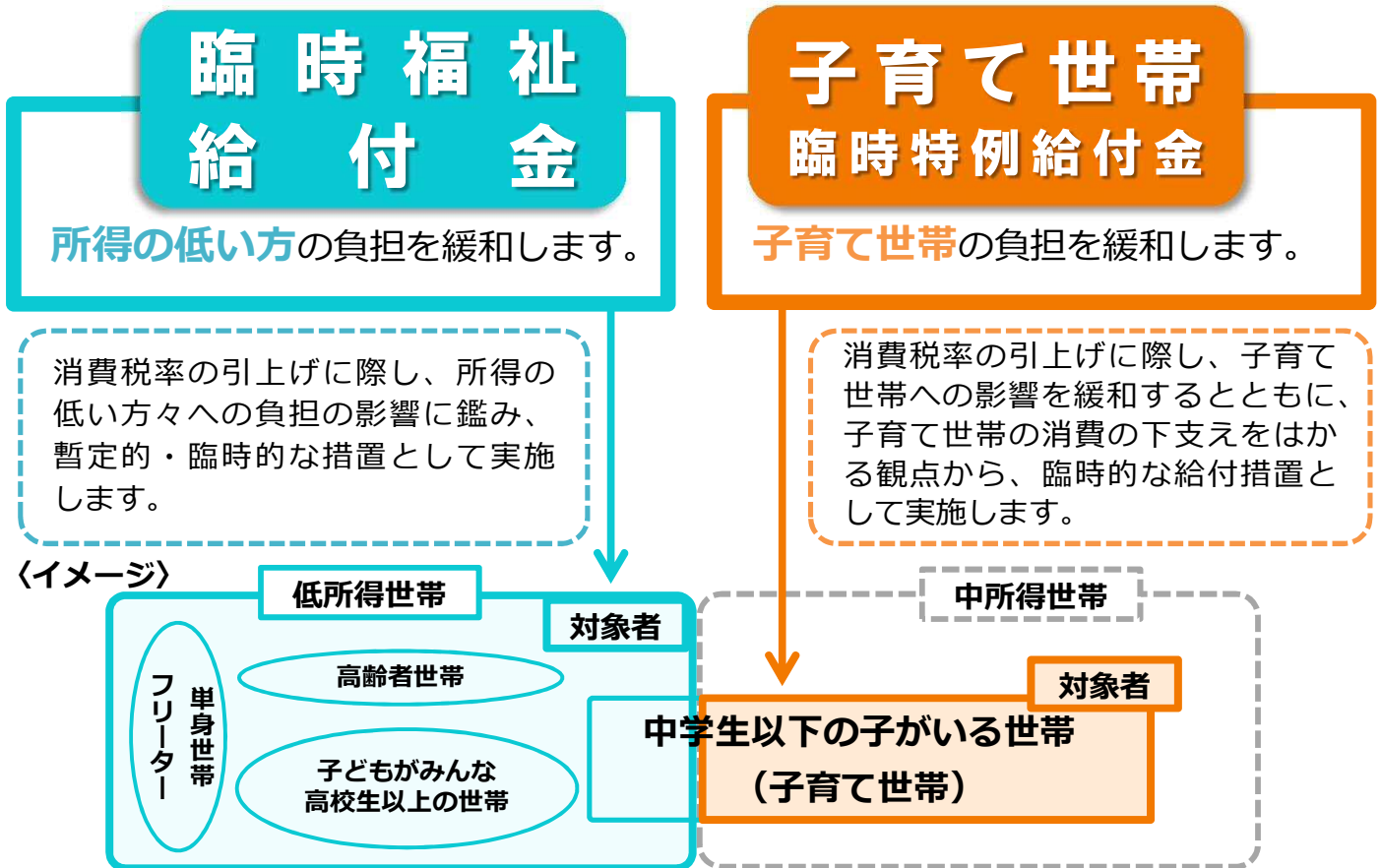


(15)臨時福祉給付金について

お知らせします。 2つの給付金。



注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

●「社会保障と税の一体改革」とは

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革です。

- 平成26年4月から消費税率は8%になります。*
- 引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使います。

この消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現をはかり持続的な経済成長につなげるため、「経済政策パッケージ」を決定しました。その一環として2つの給付金を支給します。

*平成27年10月から消費税率を10%に引き上げることが税制抜本改革法に定められていますが、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討をおこないます。



【問い合わせ先】

住民課 担当：吉野真奈美

電話：68-3115

FAX：68-3866

メール：zyuumink@houki-town.jp

臨時福祉給付金

支給要件

● 支給対象者

- ・平成26年度分の**住民税が課税されていない方が対象**です。

ただし、

| | | | |
|---|--------------------|---|--------|
| 〔 | ・扶養している方が課税されている場合 | 〕 | は除きます。 |
| | ・生活保護の受給者である場合 など | | |

● 支給額

- ・1人につき **10,000円**
- ・下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算

《加算対象者》

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者^{※1}
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など^{※2}

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

● 支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の**児童手当・特例給付**[※]を受給
- ②平成25年の所得が**児童手当の所得制限限度額未満**（表2の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

● 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の**児童手当・特例給付の対象**となる児童

ただし、

| | | | |
|---|----------------------|---|--------|
| 〔 | ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童 | 〕 | は除きます。 |
| | ・生活保護の受給者となっている児童 など | | |

● 支給額

対象児童1人につき **10,000円**

申請方法

- **申請先** : 伯耆町役場 住民課「臨時福祉給付金」窓口
福祉課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口
平成26年1月1日時点で住民票が伯耆町にある方が対象です。
- **申請期間** : 平成26年6月～ 9月（予定）
- **提出書類** : **申請書** ※対象者に郵送します。

給付金の受取方法

- 申請書に記載した**指定口座に入金**されます。

ご注意

- 受け取ることができるのは**どちらか1つ**の給付金です。
- 原則として、**申請期間外の申請**や平成26年1月1日時点で伯耆町に**住民票がない方の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。
※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに伯耆町にお住まいの方については、伯耆町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。
- 申請期間などは、**各市区町村により異なります**。伯耆町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 老齢基礎年金など、**臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求**が可能で、まだ行っていない方は、**平成26年9月30日までに**裁定等の請求を行っていただく必要があります。

問い合わせ先

- **申請方法に関するお問い合わせ** 伯耆町役場
「臨時福祉給付金」窓口（住民課） 電話：0859（68）3115
「子育て世帯臨時特例給付金」窓口（福祉課） 電話：0859（68）5534

- **制度に関するお問い合わせ** みな いいきゅうふ
厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル：0570（037）192

「臨時福祉給付金」 や 厚生労働省



「子育て世帯臨時特例給付金」

の “振り込め詐欺” や “個人情報の詐取” にご注意ください。

消費税率の引上げに際し、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されることが決まっておりますが、住民の皆様からの申請を受け付ける段階ではありません。具体的な申請の方法などが決まり次第、速やかに広報いたします。

このため 「臨時福祉給付金」 「子育て世帯臨時特例給付金」 に関して

- 市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは 絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めるとは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行 口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

● ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

